

大正四年六月二十二日第三種郵便物認可（毎冊一圓二錢行）

（禁 轉 載）

京都帝國大學經濟學會

經濟叢論

第二十三卷 第一號

大正十五年七月一日發行

論 叢

効用、價值及び價格九州帝國大學 教授 文學博士 高田 保馬

資本利子税と地方附加税教授 法學博士 神戶 正雄

ツエツコ・共和國の土地制度改革教授 法學博士 河田 嗣郎

スロヴァキア教授 法學士 末川 博

一九二二年のロシア勞働法助教授 法學士 汐見 三郎

我國財政の季節的變動我國の國際貸借と金解禁問題法學士 井上準之助

我國の國際貸借と金解禁問題法學士 井上準之助

誤れる植民政策の畸形兒・琉球教授 法學博士 山本美越乃

足袋の製造工程法學士 本多 芳郎

貧富調節論教授 經濟學博士 本庄榮治郎

天台宗團の財政經濟學士 中川與之助

經濟學會大會記事

法 令

清涼飲料税法・雜物消費税法中改正・地方税に關する法律・健康保險特別會計法・農業倉庫法中改正・輸出生絲検査法・郵便年金法・製鐵業獎勵法

說苑

誤れる植民政策の畸形兒——琉球 (二)

山本美越乃

近時琉球に關する研究が我が國人の間に一種の感興を惹き、曩には松岡正男氏の琉球の經濟的

現狀に關する實地踏査の結果を公にせらるゝあり

(大正十四年十二月十五日以後大阪毎日新聞掲載「赤裸々に視たる琉球の現狀」)

其の後新妻莞

氏の社會的情況の觀察に關する發表

(大正十五年四月二十六日以後大阪毎日新聞掲載「琉球をたづねて」)

に次で、現に琉球の生める隠れ

たる學者の一人たる伊波(普猷)文學士は史實に立脚して琉球の今日ある所以を明かにせんことに

努められた(大正十五年五月二十八日以後大阪朝日新聞掲載「孤島苦の琉球」)

予も亦多年植民政策上の見地より琉球の研究に少からざる興味を感じつゝある一人であるが、這般琉球の財政上の窮乏に關する議會の質問及び之に對する

政府當局の答辯等によりて琉球問題の一層廣く世の注意を惹くに至れるより、百聞一見に如か

すとの故智に倣ひ、曩日少閑を利用して親しく其の地を踏み平素懷抱せる卑見を補足せんと試み

た、斯くして得たる予の對琉球觀なるものが即ち是れである。

本論の冒頭に於て最初に先づ誤解を一掃し置かねばならぬことは、予が植民政策上の見地より琉球の研究に少からざる興味を感じつゝありと言へる事である、此の一語は恐くは現在の琉球の人々には直覺的に或は不快の感を與へ、甚しきに至りては憤怒の念を以て迎へらるゝかも知れぬが、若し然りとせば夫れは植民地なる語の意義に關する解釋の相違より來るものであつて、恐らく斯かる人々は植民地なる語を耳にする時は、直ちに亞弗利加又は南洋の歐米諸國の植民地を聯想し、琉球を以て恰も是等の未開若くは半開人種の居住地と同一視するものであるとの錯覺が先入主となり、感情的に植民地なる語に反對せんとするものであらうが、植民地なる語は決して是等の人々の考ふるが如き狹義のものではない、彼の英吉利の自治領と稱せられて居る加奈太とか濠洲の如きも、其の本來の性質に於ては植民地であつて、植民政策上では之を自治植民地として取扱ひ得るのである、故に植民地なる觀念は未開若くは半開人種の居住地に限らるゝが如くに考ふる事夫れ自體が大なる誤りであつて、學問上に於て植民地とは『本來の國土外に於て新に或國の領有に歸したる地方で、特殊の事情あるが故に之を本來の國土と同一に取扱ふことなく、特別の形式によりて統治せらるゝ地方を謂ふ』と解すべきである、人種の異同とか文野の差異と云ふが如きことは、植民地なる語の意義の決定には必要缺く可からざる觀念ではない、學問上に於ける植民地なるものゝ本質にして此の如くでありとせば、琉球を植民政策上の研究の一對象物とし

て取扱ふことは少しも差支へがないと考へる、琉球は我が國の本來の國土外に存在せる地方であつて、其の民族は元をたゞせば或は大和民族の一分派であつたかも知れぬ、此の事は伊波學士の『古琉球』中にも『琉球人の祖先に就いて』と云ふ題の下に各方面より詳しく研究されて居り、又等しく琉球に於ける隠れたる學者として史實に精通せる眞境名安興氏も島倉龍治氏との共著に成れる『沖繩一千年史』中に細かに論じて居る、今是等の文献よりの引證に代へ、同じく伊波學士が藤田親義氏の近著『琉球と鹿兒島』の序文に代へて寄せたる『琉球民族の精神分拆』なる一文中より該民族の起原に關する左の句を引用せんに、

『琉球民族は大和民族の一族であつて、天孫降臨後間もなく南島に移住したものです、彼等が食物の豊かな瑞穂の國を見棄て、不自山の孤島にやつて來たところに深い仔細がなければなりません、琉球の聖典ともいふべき「おもろさうし」の中に出てゐる琉球開闢の神歌（おもうたうし）むかしはじめからのふしの結末に、「あまみやすぢやなすな、しねりやすぢやなすな、しやればすぢやなしよわれ」といふ文句がありますが、これには其處には天つ民を造らずして國つ民を造れといふ程の意味があつて、これを近代的な言ひあらはし方にしたら、「本國を離れて植民せよ」といふことになります、彼等は多分或事情のために母國を追出され、島傳ひ浦傳ひに南島におちのびて、孤島苦を味ひましたらう、これとりもなほさず彼等の生命力が受けた最初の抑壓で、たう

- 1) 伊波普猷氏著『古琉球』再版一乃至六八頁
- 2) 眞境名安興、島倉龍治兩氏共著『沖繩一千年史』一乃至二五頁

どうその心的傷害となりました、實に個人として幼時の心理が大人になつてからも有意無意の間に作用して居る如く、その民族としての原始的神話時代の心理は今もなほその子孫に影響して活てゐます、兎に角不自由不満足といふことが琉球史の基調をなしてゐると思つたら、間違ひがありません』¹⁾と。

併し其の元は同一民族であつたとしても、母國を見棄て、以來幾百星霜、其の間社會的及び經濟的には時に交通の機會なきにあらざりしも、政治的には全く母國と獨立分離の状態に在りしより、何人も之を我が國の本來の國土の一部分とは看做さざりしものが、後年或事情の爲めに茲に新に政治的に從屬關係を生ずることとなりたるも、絶海の孤島に多年單獨孤立の生活を營みたるより、言語風俗習慣制度等に至る迄自ら特異性を帶び來り、從て假令母國の統治權の下に統一糾合せらるゝも、本來の國土と同一に之を取扱ふこと能はざる事情あるより、少くとも其の當初に於ては特別の統治の形式を以て統治せられたる地方であると云ふ點に於ては、學問上前に述べた植民地なるものゝ意義に琉球は完全に當てはまるのである、是れ予をして植民政策上の見地よりするも、琉球の研究は少からざる興味を與へるものであるとの考へを起さしむるに至つた所以である。

(一) 琉球の史的回顧

1) 藤田親義氏著『琉球と鹿兒島』序文九乃至一〇頁

琉球人の祖先は我が大和民族と同族であつて紀元前に九州の一角より南島に渡り此處に定住したるものであると謂ふ説は、今日に於ては歴史學者・人類學者・言語學者等の各方面よりせる研究の結果に依り、殆ど動かすべからざる定説の如くに看做されて居るのであるが、是等の移住者が移住後其の本國と如何なる關係を持続したかと云ふことに付ては今日之を詳にするを得ない、併し交通の不便と本國の政治組織の未だ鞏固ならざりし所より、遠く邊陲の地迄其の政治的勢力を及ぼす餘力を有しなかつた當時に於ては、假令社會上及び經濟上に於ては關係があつたとしても、政治上に於ては殆ど關係を有してゐなかつたものゝ如くに思はるゝ、是等の移住者の子孫と母國との連絡は、不完全ながら兎にも角にも西暦第十四世紀頃迄は持續し來つたようであるが、恰も其の頃より母國には南北朝の兵亂があり、又琉球には所謂三山の亂(琉球が南、北、中の三つに分れ互に權勢を爭ふた所より此く呼ばれて居る)と稱する爭亂があつた爲めに、母國との關係は茲に全く斷絶するに至つた、然るに第十五世紀頃に及んで琉球全島の平定と共に母國との連絡も再び舊に復することゝなつたが、此の間に琉球人は一面支那と交通して盛んに其の文物制度を輸入した爲めに、第十六世紀頃には日本及び支那の文化を取入れた一種獨特の文化を琉球に發生せしめた、かの有名なる琉球の歌謡『おもろさうし』の出たのも此の頃であり、琉球語の金石文の現はれたのも此の頃であり、又支那南洋方面に琉球人が通商的發展を爲したのも此の頃の事であると稱せられて居る。

- 1) 『古琉球』及び『沖繩一千年史』の前掲の頁參照、
- 2) 前掲『古琉球』六九頁以下參照、

然るに翻て琉球の統治即ち其の政治は如何なる状態に在つたかと云ふに、開闢以來所謂天孫氏二十五世の治世と稱せらるゝものは、荒唐無稽の傳説が多く殆ど信を置くに足らぬのであるから、斯かる神話時代の事は之を別とせば、琉球建國の始祖とも謂ふべき人は舜天王であらう、

(源爲朝が琉球に渡來せし時大里の領主の妹を娶り其の間に生まれたと稱せられて居る)

舜天が琉球の王位に即きしは西曆第十二世紀の終り頃で、我が國にては後鳥羽帝の文治三年即ち平氏が亡んで源頼朝が覇權を握つて居つた時代であつた、琉球史の傳ふる所に依れば天孫氏二十五世の時に奸臣君を弑して位を奪ふた所から、舜天は義兵を擧げて之を討伐した爲めに島民の尊敬を一身に集め、推されて國王となつたと云ふことである、天孫氏時代より琉球の政治の中心は首里であつたが、舜天の即位後諸般の制度の改善と共に善政を布き、其の首都の如きも規模を擴張して面目を一新するに至つたと稱せられて居る、舜天は古稀の齡を重ね、其の子舜馬順熙も亦天壽を全ふして終つたが、順熙の子義本の位を嗣ぐに及んで惡疫饑饉等相次で起り、之が爲めに國人の半ばを失ふに至つた所から、義本は之を以て自己の不徳の罪に歸し、天孫氏の後裔英祖なる者を迎へて王位を譲り自らは世を遁れた、此の如くして舜天の王統は僅に三世七十餘年間で絶えた。

英祖が王位を繼いだのは我が龜山帝の文應元年であつたが、其の翌年自ら島内を巡歴して境界を正し、土地を整理して賦課を定むる等、専ら國政に意を用ゐた爲めに治績大に擧がり、附近の

諸島も歸屬するに至つた、其の子大成及び孫英慈の治世中は島内も無事で民其の業に安んじたが、四世玉城に至り酒色に耽り國政を顧みなかつた所より人心次第に王家を去り、之を機會に又竊に王位を窺ふ者等を生ぜしめ、彼等は全島を三分して各地に割據し、琉球史上に所謂三山の亂と稱せらるゝ時代を出現せしめた、然るに其の子西威の時に及んでは綱紀全く地に墮ちた爲めに國人は遂に王家に見切りを付け、當時浦添^{うそく}地方の領主であつた察度なる者を推して王位に即かした、此くして英祖の王統も亦五世九十年程で絶ゆることゝなつた。

察度が琉球王となつたのは我が國にては後村上帝の正平五年で足利尊氏の將軍時代であつたが、彼が王位に即くや一時斷絶して居つた支那との交通を回復するに至つた、當時支那は元漸く衰へ明の將に興らんとして居つた時であつて、明の太祖は洪武五年即ち我が後龜山帝の文中元年に琉球王に使者を遣し、「元の政治が衰へてより天下は兵亂の巷となること茲に十數年、予は微賤より起つて江左に基を開き四方を平定した爲めに、民より推されて帝位に即くことゝなり、國號を大明年號を洪武と改め、使者を外邦に送つて予の意の存する所を傳へしめた、然るに到る處皆予の臣下となり貢を献することゝなつたが、琉球は中國の東南に在つて遠く海を隔てゝ居る所から今日に至る迄之を報ずる機會を得なかつた、故に茲に特に使を遣して此の事を告げる¹⁾」と云ふ旨を傳へた、そこで琉球王も遂に王弟泰期なる者を答禮使として明に遣し貢物を献することゝ

1) 明史實錄洪武五年の項(神經一千年史七九頁)

なり、此の如くして琉球は此の時より支那の朝貢國となつた、然るに當時内に在つては三山の争ひは島民を極度に疲弊せしめた爲めに、此の事を傳へ聞ける明の太祖は南山、中山及び北山の三王に和議を勧告し、三王も亦其の非を悟つて此の勧告に應じたるを以て、太祖は改めて琉球を三分して三山の各王を之に封じた。

因に、琉球本島は天孫氏の時代に便宜上之を三つに分ち、北部を國頭くがみ、中部を中頭ななごみ、南部を島尻しまじりと稱し、更に封建的統治の必要上國頭は之を小分して五間切まぐた(地方區劃の稱呼)(後九つとなる)、中頭は七間切(後十一となる)、島尻も七間切(後十五となる)とし、各間切には按司あんす即ち領主に相當する者を置いて治めしめた、所謂三山の亂とは此の南、北、中、の三部が後には互に王位を僭稱する者を生じ權勢争ひを爲したに起因せるものである。

其の祖先が何處より來り又其の民族が如何なる種族に屬したにせよ、政治上に於ては琉球は兎にも角にも此の時を以て全く支那の一屬國となつたのである、爾來毎年の朝貢は勿論吉凶禍福共に慶弔の禮を盡くし、相互の關係は益々密となりしより、支那の文物制度は次第に琉球に輸入せられ、明の大學國子監には留學生をさへ送るに至つた。

琉球の歴史上に於て特に吾人の注意すべき渉外的の二大事件は、支那に對する朝貢及び通商貿易の問題であるが、是等の事件は殆ど時を同ふして起り、前者は政治的に後者は經濟的に琉球を

支那に従屬せしむるに至つた、而して是等は何れも察度王の時に其の端を發し、爾來五百有餘年間或は政治的に或は經濟的に琉球の運命を支配した、尤も琉球が通商貿易に重きを置き此の方面の活動に着手するに至つたのは、必ずしも支那との關係を以て初めとはしない、琉球人等は支那以外に夙に南洋地方とも通商交通を爲したものの、如くに思はるゝことは、支那に對する最初の朝貢物中に金・銀・瑪瑙・象牙・香木・香料等の包含されて居つたのを以ても之を察することが出来る）察度が支那に近づき臣節を盡くして朝貢を爲すに至つた所以は、當時我が國との交通は殆ど斷絶の狀態に在りしより、内に開發すべき富源に乏しき琉球としては通商貿易に依りて國富の増進を計るの他なく、然かも此の目的を達せんと欲せば支那と提携することの有利なるべきを察し、政治上に於ては朝貢國として彼に臣下の禮を盡くすも、經濟上に於ては通商貿易の利益に與からんとする目的より、此く外藩關係を付くるに至つたものであらうと思はるゝ。

而して朝貢國としての關係は後には冊封問題をも生ぜしむるに至つたが、元來朝貢及び冊封と、琉球にとりては死活問題とも稱すべき通商貿易との間には極めて微妙なる關係があつて、支那に於ては冊封により外藩として正式に之を自己の臣下と看做す所から、臣下の禮物たる朝貢を受け、又通商貿易をも之を許したものであるが、琉球の方に於ては冊封の有無に拘らず事實上衆望を擔へる者が王位に即き、支那の意向の如何と云ふが如きことは最初より問題として居らなか

つた、然るにも拘らず尙ほ甘んじて支那の冊封を受け、臣下の禮を盡くして朝貢を爲した所以のものは、他に大なる目的があつたからで、謂はゞ此の目的を達する方便として斯く爲したるものであると解することが、當時の眞情を最も能く穿つたものゝ如くに思はるゝ、然らば其の目的とは何であるかと云へば通商貿易に依る利益の獲得が即ち夫れであると答へ得る、大國支那に於ては一小孤島たる琉球との貿易の如きは殆ど考慮に入れて居らぬと稱しても可いのであつて、夫れよりは寧ろ一種の支配慾即ち其の國威の遠く邊陲の地に迄及び、朝貢の禮を執る者の増加する云ふが如きことに大なる満足を感じて居つたのであるが、之に反して内に開發すべき富源に乏しき琉球に於ては外より富を集むるにあらずんば其の國を維持することを得ない、而して外より富を集めんと欲せば大國支那の如きと自由に交通して通商貿易を爲すことが最も捷徑であると考へたものであらう、故に支那の目的とする所は琉球に於ては之を一種の方便の如くに考へ、又琉球の目的とする所は支那に於ては寧ろ之を方便の如くに看倣して居つた爲めに、相互の交通には少くとも誠意が缺けて居つたと言ひ得る、從て其の間に種々の欺瞞隱蔽が行はれざるを得ることゝなつたのである、此の事に關しては『沖繩二千年史』の著者も次の如き興味ある資料を吾人に與へて居る。

歴代の國王は、文中二年に察度王が弟泰期を明國に遣し表を奉つて臣と稱し、方物を貢せし

より以來五百有餘年の間王位の繼承ある毎に支那の冊封を受け、其の都度冠服幣帛を賜はり、且つ其の正朔を奉じ鍍金銀印を給せられたものである、且つ察度以後王統に於ては二度變革のあつた時でも、支那に對しては常に之を秘密にし、恰も父子封を襲ふものゝ如くに装ふて居つた、是は支那は古來名分を尊む國であつて、自らは中華と稱し外國は之を夷狄視して國交上にも實を棄てゝ名を取ることを喜ぶ風のアつた所から、沖繩の對支外交も萬事之より割出されたものゝ如くである、日本に對しては寧ろ名を棄てゝ實を取り互に意志の疏通を計つたが、支那に對しては之と反對に内實の曝露を心配して常に隱蔽主義を採り、専ら外面の彌縫にのみ努めた、故に冊封使が支那より來る時は琉球王廳は訓令を出して日本との交通に關するものは之を隱匿せしめ、服裝を改め容貌を唐風に模倣し、日本船の那霸港に碇泊せるものは悉く之を運天港收港等に回航せしめ、若し逃げ後れたる時は之を燒却せしめた云ふ、又薩州人は浦添間切の城間邑等に退去せしめ、殊更に接待役を附して遊興に目を送らしめ、外出して支那人の目に止まらしめないようにした、其の他首里那霸等支那人の注目する所では一層隱蔽の設備を周到にした、其の訓令は微細の點に至る迄行届いたものであつて、且つ制裁を附しあるを以て違反者は夫れく處分せられた、併し素より一時を糊塗する欺瞞手段に過ぎぬのであるから、時には支那人の爲めに看破され彼等の記錄に止められたものも少くない、現に明史には「其の國、

章を連ねて奏請するは市易を圖らんとするに過ぎず、奸狡百端専ら中國の寶を質し以て外蕃の利を擅にす」と云ふことが記されて居る。¹⁾

現今と雖も琉球人は外交的の辭令には巧みであつて、之と接して不快の感を抱かしむることはないが、何となく心を許し難いもの、あることは事實である、斯かる特性は全く前述の如き琉球の國情が過去數百年間に馴致したものであると稱しても可い、伊波學士も其の著『古琉球』中に「沖繩人の最大缺點」として、「沖繩人は兎角恩を忘れ易い人民だといふ評を耳にする事があるが、之はどうしても辯解し切れない事實だと思ふ、惟ふに之は數百年來の境遇が然らしめたのである、沖繩に於ては古來主權者の交迭が頻繁であつた爲めに、生存せんが爲めには一日も早く舊主人の恩を忘れて新主人の徳を頌するのが氣がきいてゐるといふ事になつたのである、加之、久しく日支兩帝國の間に介在してゐたので、自然二股膏藥主義を取らなければならないやうになつたのである、沖繩人は生存せんが爲めにはいや／＼ながら娼妓主義を奉じなければならなかつたのである、實にかういふ存在こそは悲慘なる存在と云ふべきであらう、この御都合主義はいつしか沖繩人の第二の天性となつて深くその潜在意識に潜んでゐる、世にかういふ種類の人程恐ろしい者はない、彼等は自分等の利益の爲めには友も賣る師も賣る、場合によつては國も賣る、かういふ所に志士の出ないのは無理もない云々」²⁾と述べて居るが、少くとも琉球の過去の歴史は正しく

1) 沖繩一千年史—〇九乃至—一〇頁

2) 『古琉球』—一七乃至—一九頁

之を裏書して居るものゝ如くに思はるゝ。

上に述べたるが如く琉球の死活問題たる通商貿易の目的を達せんと欲せば、朝貢及び冊封を承諾することは蓋し止むを得ざる一の手段と考へられたものであらう、通商貿易が如何に琉球を潤ふしたかと云ふことは、琉球に原價の倍額と云ふことを言ひ表はす語として「唐一倍」なる用語の存するのを以ても之を推知することが出来る、事情此の如くなりしを以て進貢船を毎年送りしは勿論、甚しきに至りては年二回乃至三回の入貢をすら爲すに至つた、爲めに明朝に於ても多少之を制限するの必要を認め、後には朝貢船を年二艘に限り、更に二年に一貢の制度に改め、慶長の役以後は一層之を制限して十年に一貢となしたが、後又五年に一貢と改め、次で寛永年間に再び舊制に復して二年に一貢とした、而して此の制度は清朝時代に至る迄繼續して居つた、序ながら茲に一言して置くことは、朝貢船の乗員は通常百人内外の多人數に上り、陽春三月頃順風に乘じて那覇を出帆し、途中久米島に寄港して此處より更に快風を利用し、約六七日にして福州の五虎に達した、福建には貢使一行の滞在に充つる爲めに琉球館なるものが設けられ、一行は着後此處に留まること七八箇月にして九月末十月初頃正副使以下約二十名北京に赴き、他は福州に残つて貢使の歸るのを待つて居つた、福州より北京に到るには水陸行程約四十日を要し、十一、二月頃に着したと云ふことである。

朝貢及び通商貿易の問題に就いても『沖縄二千年史』の著者は、

進貢と支那貿易とは五百餘年來沖縄の最も大なる國典として行はれて來たものであつて、總ての犠牲を拂ふて之を斷行し中絶することはなかつた、其の進貢の回數の如きも幾度か變遷はしたが、結局三年に二貢の制度を維持して貿易の利益を占めることが出來た、貢物の如きも大明會典に掲げてある常貢以外に、時代に依りて幾度か變更はして居るが、支那の懷柔策は常に貢物の制度を簡短にして、遠人をして其の煩に堪へないと云ふ感を抱かしめないように努めた、殊に清朝の初期よりは貢使も一層款待せられた、支那の當局官吏への禮物は使臣より贈る物でも悉く琉球政廳の公庫より支出したものであつて、又清帝よりの國王並に使臣等への賜物も常例の外に加賜せられたるもの多く、其の待遇は益々親厚を加へた、故に當時の沖縄人は支那に對しては最も好感を有し、殊に貿易等の利益を得た以外には古來未だ曾て何等の誅求を蒙つたことがないのであるから益々之に信賴した、夫故に明治八年の清國交通禁止の太政官の命令は、當時の政廳には最も困難な問題と考へられた所であつて、數年の歲月を費しても之を解決することが出來ずして、遂に同十二年の廢藩置縣の處分を受くるに至つたのは理山なきことではない。¹⁾

と述べて居るが、這是洵に興味ある觀察であつて、現今と雖も琉球人中には我が國に對するより

1) 沖縄二千年史、一〇八頁參照、

は寧ろ支那に對して一種の親しみを有して居る人が少くない、施恩主義と搾取主義、實益主義と形式主義之が如何なる感じを永く新附の民の心に印せしむるか云ふ新領土對策の根本問題の考察に少からず參考となると思ふ。

察度は實に舜天・英祖と共に琉球の生める人傑の一人であつたが、其の晩年は驕奢の爲めに終りを完ふしなかつた、察度の後を繼いで其の子武寧が我が後小松帝の應永三年に王位に即きしも、酒色に溺れ逸樂に耽り毫も國政を顧みなかつた所から、人心は離散し威令は行はれなくなつた、併し明國との關係のみは依然として繼續せられ、察度の計を知る翌年明の成祖は使者を遣し、「故の琉球國中山王察度は太祖の命を受けて東藩を守り克く臣節を盡くしたが、予の位に即ける時にも亦率先して誠を示した、汝武寧は其の世子なるを以て予は特に汝を封じて琉球國中山王となし其の後を繼がしめる、汝身を修むるに儉、徳を養ふに敬、上に事へて忠、下を撫するに仁、克く道に循ひて島國を鎮守せよ」と云ふ命を下し、此の時代に及んでは明は殆ど琉球の生殺與奪の權を握れるが如き態度を以て之に臨んだものである、然るに武寧の失政は國人の怨を買ひ、當時佐敷の領主たりし巴志は遂に義兵を舉げて武寧を討伐した爲めに、彼は其の位を去らざるを得ざることとなり、察度の王統も僅に二世にして亡んだ。

後小松帝の應永十三年即ち西曆一四〇六年に、佐敷の領主として暗君武寧を退位せしめた巴志

(註) 武寧が察度の後を承けて王位に即きしは應永三年のことであるが、其の後琉球にも明朝の方にも兵亂等のありし爲め應永十年明の成祖が位に即き其の旨を琉球王に傳へし時迄は察度の計を知らさなかつた。

の父思紹が推されて中山王の位に即くと共に、先例に従ひ冊封を受けた、當時南山及び北山の二王も亦支那に朝貢して居つたが、兩王共に明の冊封を受けることゝなりてより以來驕奢度なく、殊に北山王の如きは武勇を恃みて中山を併呑せんとする計畫を立てるに至れるより、中山王は巴志を遣して之を討伐せしめ、終に北山を平定することを得た、次で應永二十九年に巴志が思紹の後を承けて王位に即くに及び、驕奢日に加はり民其の惡政に苦みつゝありし南山王を討つて之を滅ぼし、此の如くして天下を三分して僅に其の一を保つに過ぎざりし中山王も、巴志の時代に至りて三山統一の事業を完成し、過る一百年間琉球の内治外交上に一大障礙を與へたる紛争の跡を斷つに至つたのである。

應永三十二年明の仁宗は使を遣して巴志を中山王に封じた、其の詔に曰く、「汝の父琉球國中山王思紹は聰明賢達、我が皇考の嘉みする所であつた、今予大統を承くるも汝の父は既に歿して無し、汝は其の嫡子なるを以て、特に使者を遣し詔を齎して汝に命じて琉球國中山王の位を嗣がしむ云々」と、而して其の後宣宗の時に至りては巴志に「尙」姓を與へた、琉球王家の尙を姓となすは此の時より始まつたものである。

（此の項未完）